

一人暮らしの高齢者世帯などに 緊急通報装置を 貸与します

市では、一人暮らしの高齢者世帯などに、簡単な操作で連絡ができる緊急通報装置などを貸与し、自宅での急病や火災などが発生した時に、電話回線によりコールセンターと直通でつなぎ、迅速な救護体制づくりをしています。



問い合わせ	介護高齢課高齢者支援室 ☎ 53 - 2111 (内線 3420)	記事 ID	0054572
	または各支所地域振興課地域福祉室		

【内 容】

利用者に以下の機器を貸与します。

①緊急通報本体装置（固定電話の回線を利用）

緊急ボタンを押すとコールセンターに繋がる機器です。ご家庭の電話回線を利用するため固定電話の横に設置します。緊急ボタンを押すとコールセンターに繋がり、コールセンターは利用者の状況に応じて救急要請や協力員^(※)に連絡し確認要請します。
※申請時、緊急にかけつけることができる近所の人などを協力員として2人決めていただく必要があります

②ペンダント型装置

本体装置と同じ緊急ボタンが付いており、家中の持ち運び・通報ができるペンダント型の装置です。防水機能付きで、お風呂場にも持ち込むことができます。

③安否センサー・外出センサー

(居間や寝室、玄関などに設置)
センサーで利用者の動きを感知しますので、一定時間利用者に動きがない場合はコールセンターへ自動通報されます。

④火災警報器（寝室など1カ所に設置）

火災警報器が煙を感知すると、コールセンターに自動通報し、状況に応じて消防署へ連絡します。
その他に、コールセンターを通じての健康相談や、月1回利用者の様子をお電話で確認する機能もあります。

【対象者】

- ・65歳以上の高齢者単身世帯または高齢者のみで構成する世帯
- ・重度の障がいをもつ人の単身世帯または重度の障がいをもつ人のみで構成する世帯
- ・65歳以上の高齢者と重度の障がいをもつ人のみで構成する世帯

【利用料金】

利用者の身体状況などにより利用料金が決まります。

【緊急通報システムイメージ図】

